

第7次広島県保健医療計画の 一部改定について

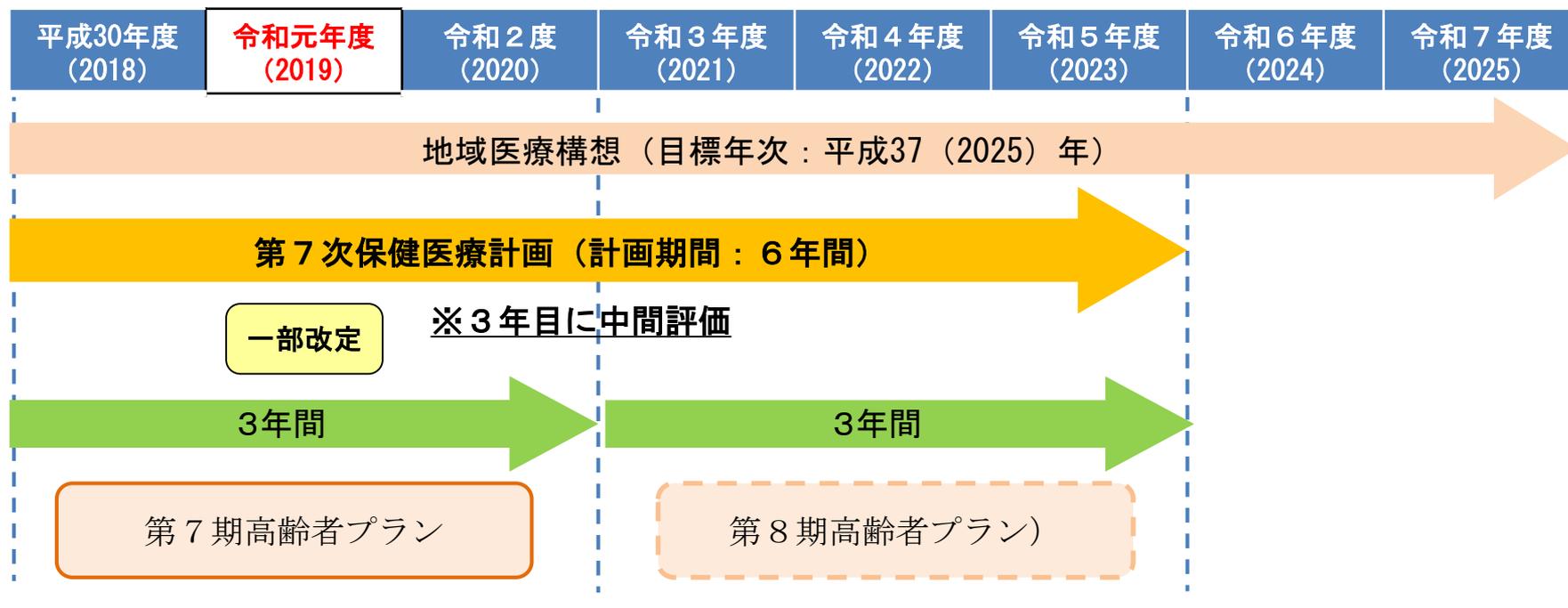
令和元年8月20日

広島県健康福祉局 医療介護人材課

1 計画の一部改定の趣旨

- 都道府県は、国の定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとされており、本県においては、平成30年3月に第7次広島県保健医療計画(6年間)を策定し、施策を推進している。
- 平成30年7月の医療法等の改正に伴い、計画に定める事項の見直しが行われた。
- このため、今年度中に当該事項について検討を行い、計画の一部改定を行うこととし、本年3月、医療法に基づき、医療審議会に対して意見を求める旨の「諮問」を行った。

～ 保健医療計画と高齢者プランの一体的な推進 ～



※ 計画3年目(中間年)に、在宅医療等について、調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画を変更することとしている。(高齢者プランとの整合性)

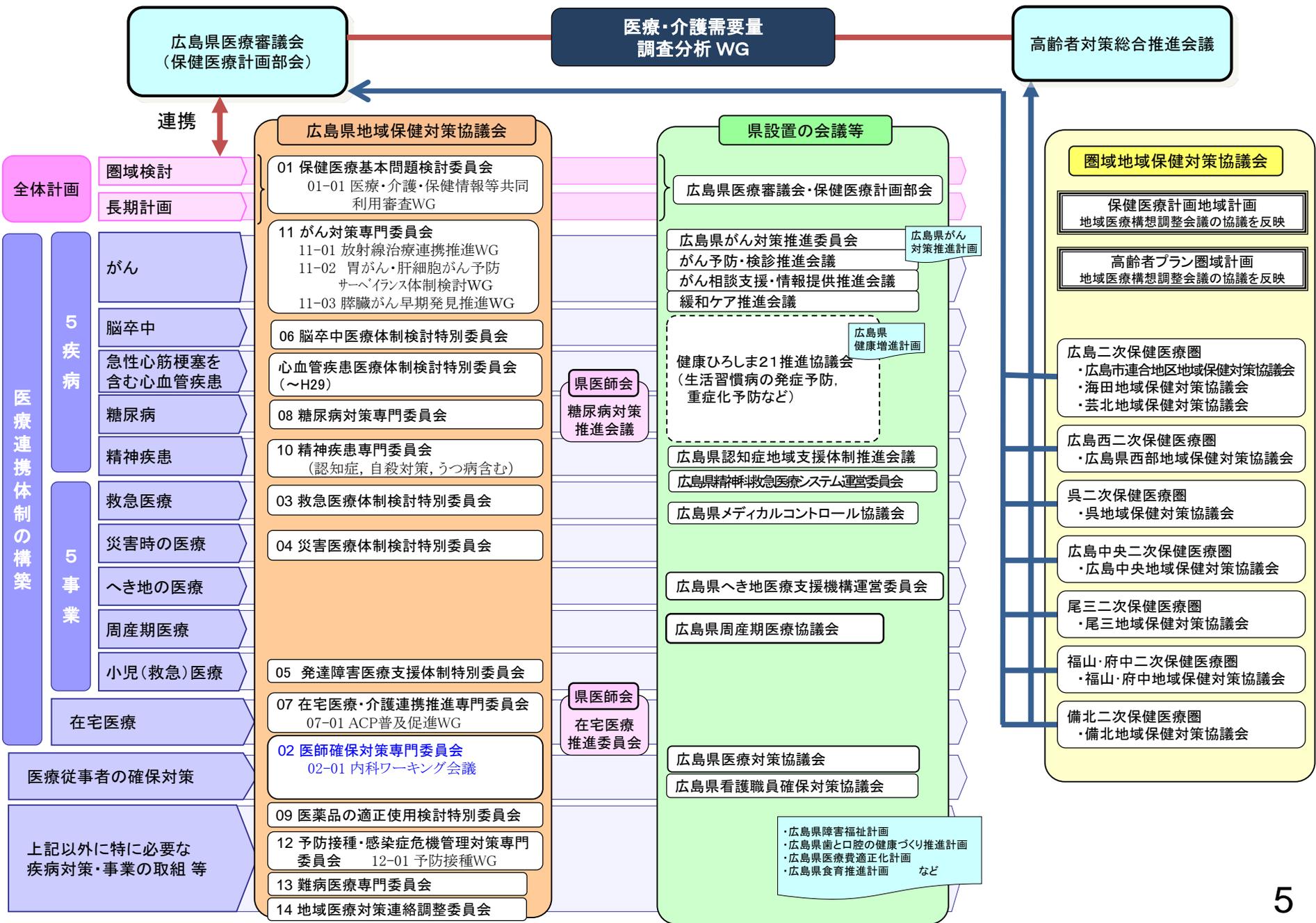
- ① 5疾病・5事業及び在宅医療についての目標・医療連携体制
5疾病:がん, 脳卒中, 急性心筋梗塞, 糖尿病, 精神疾患
5事業:救急医療, 災害医療, へき地医療, 周産期医療, 小児医療(救急含む)
- ② その他, 疾病の発生の状況等に照らし, 都道府県知事が特に必要と認める医療
- ③ 地域医療構想区域における病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量
- ④ 地域医療構想達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進
- ⑤ 医療提供施設の機能, 病床の機能に関する情報提供の推進
- ⑥ 外来医療に係る提供体制の確保
- ⑦ 医師の確保 (全県, 二次保健医療圏ごとの方針, 目標医師数及び目標達成に向けた施策)
- ⑧ 医療従事者(医師を除く。)の確保
- ⑨ 医療の安全の確保
- ⑩ 二次及び三次保健医療圏の設定
- ⑪ 医師が少ない／多いと認められる区域の設定 (設定した場合のみ)
- ⑫ 病床種別ごとの基準病床数 等

2 計画の改定手順

(案)

- 計画の策定や改定に際しては、医療法に基づき、医療審議会(保健医療計画部会)の意見を求めるほか、「広島県地域保健対策協議会」や「県設置の会議」等で意見を求めている。また、地域計画については、各圏域の地域保健対策協議会の意見を求めている。
- 今回の改定も同様の手順によるものとするが、医師の確保に関する事項については、法定の「医療対策協議会」の協議を踏まえたものを「保健医療計画部会」で検討する。
- その他、必要に応じて、関係する会議及び各圏域からの意見を求める。

区分	令和元(2019)年度								令和2(2020)年度
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
医療審議会	・検討内容確認 ・部会へ検討指示							・まとめ ・答申	
保健医療計画部会	・骨子の検討		・素案の検討			・最終案検討 ・審議会報告		第7次中間評価 (必要な見直し)	
各事項の検討 ・医師の確保	県設置：医療対策協議会【法定会議：施策を実行していく役割を持つ】 へき地医療支援機構運営委員会 県地对協：医師確保対策専門委員会 など								
(産科・小児科)	県設置：周産期医療協議会 県地对協：医師確保対策専門委員会WG など						※ 医療提供体制に係る検討が必要な場合は、当該分野の会議で協議		
・外来医療の確保	「保健医療計画部会」で協議								
各圏域検討	必要に応じて、意見を求める								



3 国の基本方針, ガイドライン

医療提供体制の確保に関する基本方針 ～抜粋～

第七 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項

一 外来医療に係る医療提供体制に関する基本的考え方

外来医療については、地域で中心的に外来医療を担う無床診療所の開設状況が都市部に偏っていること、夜間救急連携等の医療機関の連携の取組が個々の医療機関の自主的な取組に委ねられていること、地域包括ケアの構築に向けて地域で在宅医療提供体制を充実させる必要があること等を踏まえ、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化し、診療所等の新規開設に当たっての有益な情報として提供することで、個々の外来医療を提供する者の行動変容を促し、偏在の是正につなげていくとともに、地域において充実が必要な外来医療機能や充足している外来医療機能に関する外来医療機能の機能分化・連携の方針等について、客観的データを踏まえながら地域ごとに協議を行い、方針決定することが必要である。

第八 医師の確保に関する基本的な事項

一 医師の確保に関する基本的考え方

医師については、将来の需給動向を見通しつつ養成を進め、適正な供給数を確保するとともに、地域間の偏在や診療科間の偏在への対応を進める必要がある。その際、医師偏在対策に有効な客観的データの整備、都道府県が主体的・実効的に医師偏在対策を講じることができる体制の構築、医師養成過程を通じた医師確保対策の充実、医師の少ない地域での勤務を促す環境整備の推進が必要である。

特に地域の医療機関で医師を確保するためには、地域の医療機関による医師、看護師等の医療従事者の自主的な勤務環境を改善する活動を支援する取組や地域の医療機関に勤務する医師のキャリア形成に係る不安の解消に向けて、大学等の関係機関と緊密に連携しつつ、医師のキャリア形成支援と一体的に地域の医療機関の医師の確保を支援する取組が必要となる。そのため、都道府県においては、法第三十条の二十一の規定による勤務環境改善支援センター、法第三十条の二十五の規定による地域医療支援センターとの連携を推進するとともに、医師の確保に必要な施策について地域医療対策協議会を通じて地域の医療関係者等と協議の上で取組を推進していくことが必要である。

二 医師の資質向上に関する基本的考え方

医師については、臨床研修を通じ、全ての医師が、医療従事者としての人格をかん養し、患者との良好な信頼関係の下に患者を全人的に診ることができるよう、基本的な診療能力を身につけることが求められる。

○ 医師数の多寡を統一的・客観的に把握するための指標

これまでの「人口10万人対医師数」から、医療需要や患者の流入出、医師の性別・年齢分布等を考慮した都道府県及び二次保健医療圏ごとの「医師偏在指標」

○ 「医師確保計画」(医師の確保に関する事項) ※3年ごとに調査、分析、評価

・ 2036年までに医師偏在是正を達成(2036年－2020年＝16年)

当初4年、その後、3年×5期(15年)の見直しサイクル

・ 指標を踏まえた医師多数区域(上位33.3%)、医師少数区域(下位33.3%)の設定(二次保健医療圏)

より細かい医療ニーズに対応するための、都道府県による医療圏内の「医師少数スポット」の設定

・ 長期施策(地域枠等の増員)と短期施策(派遣調整、キャリア形成支援、勤務環境改善など)の組合せ

※ 診療科ごとには、「産科」、「小児科」において検討

・ 産科医師偏在指標、小児科医師偏在指標による「相対的医師少数区域」の設定

・ 効率化のための集約化、重点化

・ 医師の派遣調整や勤務環境の改善、専攻医の確保など養成数を増やす施策 など

○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項 ※3年ごとに調査、分析、評価

・ 外来医師偏在指標による「外来医師多数区域」の設定

・ 新規開業者等への外来医師多数区域等に係る情報提供

・ 外来医療に関する「協議の場」

初期救急、在宅医療、公衆衛生に関する提供体制 など

・ 医療機器の効率的な活用に係る計画

CT、MRI等の医療機器に係る指標(人口、受領動向、台数、検査数等を考慮)

新規購入に係る共同利用計画について、「協議の場」において協議

参考 医療法等の改正概要(H30.7)

医療法及び医師法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みの創設

2. 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】

都道府県においてPDCAサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、都道府県と大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等のための地域医療支援事務の見直し 等

3. 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】

医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実

- ・ 医学部：都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学者枠の設定・拡充の要請権限の創設
- ・ 臨床研修：臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限の国から都道府県への移譲
- ・ 専門研修：国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保するよう要請する権限の創設
都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施を意見する仕組みの創設 等

4. 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】

外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療関係者による協議の場を設け、夜間救急体制の連携構築など地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・公表する仕組みの創設

5. その他【医療法等】

- ・ 地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加
- ・ 健康保険法等について所要の規定の整備 等

施行期日

2019年4月1日。(ただし、2のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、3のうち専門研修に係る事項並びに5の事項は公布日、1の事項及び3のうち臨床研修に係る事項は2020年4月1日から施行。)